２）復興係数（間接工事費の補正）について
【補正係数】「港湾請負工事積算基準」等により各工種区分に従って対象額毎に求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとする。
【共通仮設費：1.1　現場管理費：1.1】

⑽　本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の契約会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）について、当初契約の時点で「０」等と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで前金払、既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払条件等については、入札説明書の内容を十分に確認すること。

２　競争参加資格

本工事の一般競争入札に参加するためには⑴から⑽に示す要件をすべて満たさなければならない。

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体、経常建設共同企業体又は単体有資格業者であること。

なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中国地方整備局（港湾空港関係）における港湾土木工事に係る令和５・６年度一般競争参加資格の決定を開札の時までに受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者、単体有資格業者又は経常建設共同企業体にあっては、中国地方整備局（港湾空港関係）に係る港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,150点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した港湾土木工事における客観点数が、1,150点以上の者であること。）。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、中国地方整備局（港湾空港関係）における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、850点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した港湾土木工事における客観点数が、850点以上の者であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑶の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸①　特定建設工事共同企業体の代表者、単体有資格業者又は経常建設共同企業体の全ての構成員にあっては、平成20年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止を目的として工事の工期の延長又は検査の延長を行ったことにより、本工事の競争参加資格確認申請日までに完成・引き渡しの完了しなかった工事については、本工事の競争参加資格確認申請日までに完成・引き渡しが完了したものとして取り扱う。この場合、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止を目的として工事の工期の延長又は検査の延長を行ったことを確認できる資料を添付すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。
・基礎捨石工から質量1,000ｔ／函以上のケーソン据付（吊降し方式）の一連を施工した工事。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成20年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止を目的として工事の工期の延長又は検査の延長を行ったことにより、本工事の競争参加資格確認申請日までに完成・引き渡しの完了しなかった工事については、本工事の競争参加資格確認申請日までに完成・引き渡しが完了したものとして取り扱う。この場合、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止を目的として工事の工期の延長又は検査の延長を行ったことを確認できる資料を添付すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。
・基礎捨石工からケーソン据付（吊降し方式）の一連を施工した工事。

③　①及び②において当該施工実績が全地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局の発注した工事（いずれも港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、工事成績評点表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（専任補助者を配置する場合は当該専任補助者を含む）を当該工事に配置できること。

また、建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

なお、本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体代表者、単体有資格業者又は経常建設共同企業体の全ての構成員にあっては、平成20年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事に監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者として従事した施工経験を有する者であること。ただし、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止を目的として工事の工期の延長又は検査の延長を行ったことにより、本工事の競争参加資格確認申請日までに完成・引き渡しの完了しなかった工事については、本工事の競争参加資格確認申請日までに完成・引き渡しが完了したものとして取り扱う。この場合、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止を目的として工事の工期の延長又は検査の延長を行ったことを確認できる資料を添付すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）また、専任補助者を配置する場合における主任技術者又は監理技術者の同種工事の施工経験は不要とし、配置する専任補助者は同種工事の施工経験を有すること。

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。
・基礎捨石工からケーソン据付（吊降し方式）の一連を施工した工事。

③　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成20年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事に監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者として従事した施工経験を有する者であること。ただし、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止を目的